

第3回別海町協働基本指針検討委員会 概要

開催日時：平成25年3月21日（木）午後1時30分～午後3時00分

開催場所：別海町役場 2階 201会議室

出席人数：10名（欠席2名）

（会議次第）

1 開 会

2 議 事

議題1 前回のふりかえりについて（報告）

①別海町協働基本指針素案2・3 修正点について

議題2 別海町協働基本指針素案4・5について

①別海町協働基本指針素案4

- ・自治推進委員会について
- ・中間支援センターの設置について

②別海町協働基本指針素案5

- ・べっかい協働のまちづくり補助金について

3 閉 会

1 開 会 （総合政策課長）

2 議 事

議題1 前回のふりかえりについて（報告）

①別海町協働基本指針素案2・3 修正点について

前回の検討内容等をまとめた「素案及び検討整理内容比較」を配布し説明



<説明内容>

- ・前回の検討内容に即して、文言を修正又は追加。また、内容を整理し記載の仕方を改めた。
- ・記載の仕方の大きな変更点は、2番目の柱としてのタイトルの下4行、「パブリックコメントを実施します」「町民参加推進委員登録制を整備します」「町民広報モニター制度を整備します」「広聴制度を広めます」を削除し、（1）から（5）と番号を振って列挙するかたちに記載を改め、細かな部分を別添の資料編として分けた。
- ・2と3の柱の記載方法を改めることにより、他の部分も統一して改めた。
- ・目次を付け、今まで挙がった大きな柱とそこに付随するものが分かるような整理の仕方に改めた。
- ・1ページ「はじめに」は、指針を示すにあたって基本的な考え方や意義又は位置づけ、あるいは『協働とは』との前提条件など、根本的な説明を行う予定。
- ・1～5の柱のそれぞれ項目の後ろに「継続」「充実」「新規」を付け、既に取り組んでいる、これから取り組むを分かりやすく示した。

議題2 別海町協働基本指針素案4・5について

①別海町協働基本指針素案4について

事務局から「4 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります」について、簡略説明

※前回の検討を受け、全体的に統一して改めた内容の素案4・5（巻末に記載）を基に検討

（内容要旨）

委員意見

- ・「(2) 企業等も協働に取り組みやすい環境を整えます」について、『継続・充実』となっているが、継続ということはもうすでに何か行なっているのか。
- ・「現在こういうことを行っている」というものではなく、まちの行事等で動いてもらっているという、そういう意味の継続か。

事務局

- ・すでに企業の皆様方にはご協力いただいているというもので『継続』としており、新たな仕掛けという意味ではありません。また、社会貢献活動など、何か需要があるものに対して貢献させていただきたいという企業からの申出の実例がここ数年何件もあり、そういうことを含め、情報の提供や更なるそういった輪を広げていただくようなことを想定していました。

委員意見

- ・「中間支援センター」が第6次別海町総合計画に入っていることを知らなかったが、これは別海町内に1つ程度の考え方か。これに近いことを各公民館で行なっていると思われるが、それらとの兼ね合いはどうなるのか。
- ・「中間支援センター」ができたときに、町内一箇所とすると、中央の地域にできることが想定される。それができることにより、この広い別海町の各公民館の使い方が変わってくるのか。今までできたことができなくなるといったことが有り得ないのだろうか。
- ・必要に応じて「中間支援センター」を利用してくださいとなると思うが、尾岱沼からも西春からも中央に来てやりなさいとなると、逆に行なっていることが停滞するのでは。そのことを頭に入れておいて欲しい。
- ・網走市の支援センターの6つの機能は、別海では社協が全部行っている。あえて中間支援センターを作って行なう位置づけ、社協の役割や公民館の役割も含め、中間支援センターを作る意味があるのか。
- ・企業の方たちが、雪が多いときに小学校へ来て大きな滑り台を作ってくれたことがあるが、それも子どもから聞かないと、わからない。別海町内で色んなことをされている情報が、満遍なく知っていただける情報の発信をしていかなければならない。
- ・ボランティアサークルに個人や団体があるが、別海町内にも企業として参加しているところがある。中間支援センターは、社協との絡み、今後どのようにするのか、改めて作っていく意味がわからない。

事務局

- ・中間支援センターは、参考資料として示した内容を全て真似ようというものではありません。何を行なうのかまだ決まっていない状況であり、網走は社会福祉協議会が運営している部分で活動内容が社会福祉関係によっている印象を受けます。本町の社会福祉協議会でもボランティアの支援などを担ってくれていますが、競合するようなところは、当然そこはその役割、公民館も公民館活動としての役割は当然残ると思います。

- ・中間支援センターは、前の柱の部分、ファシリテーターやコーディネーターそういった機能を充実させていくのが必要ではないかと考えています。人々の集う場所は、それぞれの地域にあると思いますが、新しいことを起こすとか、そういう人達が連携して何か次のステップに取り組もうとしたときに、相談するような場所が、行政としては今現在ないというのが正直なところだと思います。中間支援センターが目指すところは、活動団体側から、行政だけでは及ばないところから、住民の目線から何を行なっていったらよいかアドバイスできるような人がいて、ある程度機能するものと考えております。場所だけを提供すればいいものとは考えておりませんので、そういう意味では、中間支援センター、あくまでもNPO団体、町民活動団体が主となって動いていく施設というものをイメージしております。今、こういった部分が決まっているものでもございませんので、そういった機能の面も含め、皆さんの意見を含めながら検討を進めていくという、まだ今の段階では設置の前の前の段階ではないかと考えております。

委員意見

- ・新しくこれから何かやりたいという団体、そういう人達をバックアップする、例えば、若いお母さん方が集まってどうしていいかわからないといった、そういう人達が相談できるところが必要だと思う。
- ・小さい単位だと自分達でいろいろ相談してできると思うが、それをあえて、行政が絡むのはどうなのか。
- ・行政が絡むといったことではなく、個人で何かやりたいとかグループで何かやるときに、こういうことで支援する、ここの会議でただなら使ってよいというようなものだと思う。
- ・今、実践している人たちを、どんなことをやっているかピックアップ、一覧にして、それからスタートすることになると思う。そういうことをしていかなければ、バラバラで、皆がやりたいことをやっていないということではいけないと思っている。協働のまちづくりというのは、そういう人達を引っ張ってやることも必要だと思う。そのための支援センターだと思う。
- ・別海町内の町民の方は、いろいろ自分達で工夫し本当に活動している。いろんな人達を見て知っている。

事務局

- ・行政の方から何か仕掛けるとか、例えば社会福祉協議会で何か事業を仕掛けるとか、公民館活動の事業を仕掛けるというためのセンターという意味ではなく、いろんな団体の方、サークル達の方が、自分達で自発的にいろんなことを考えて何か進めていこうというときに、例えば場所として、話し合う場所として何か提供されたものがあれば、別にそれは行政も関係なく、『この場所が活動について話し合える場所』という部分で、それを軸として、行政とは関わりのない部分でも、まちづくりという部分で進めていけるような具体的な場所を提供し、「中間」というのは、行政と町民とのちょうど中間という部分で、その部分での「中間支援センター」という意味です。自発的な活動のための拠点づくりというイメージと思っていました。

委員意見

- ・公民館も自由に使えると思う。

事務局

- ・公民館を使ってはだめということではなく、例えば、公民館の中にサークルのメニューなどがある

と思いますが、その地域、地域でいろんな活動をされてる人達が、公民館が使えるという状況であれば構わないと思います。ただ、実際に何かやろうと思ったときに色んなメニューが入っていて使えない部分もあるかもしれない、だけれども、『場所』として、この場所はそういうことを目的に確保されているという部分があれば、より活動しやすくなるのではないのかと思います。

委員意見

- ・そういう意味では、公民館とは異なる施設と思う。
- ・公民館と競合して、かえって活動が衰退しても困るということも考えていかなければならないのが課題だと思う。

委員意見

- ・(1) のところの「別海町自治推進委員会」と庁内の「協働推進委員」はどういった関係になるのか。関係あるのか無いのか。

事務局

- ・「自治推進委員会」は、外部の組織であり、自治基本条例に即して設置するものです。自治基本条例のあり方、協働の進み具合などを検討していくことになると思いますが、行政内部だけのことに限って、「協働推進委員」を設置するかたちとなっています。組織としては別々であり、検討するのはそれぞれ分野が違っていると思っています。

「協働推進委員」は、行政組織内部における横の連携強化、庁内の横断的なことを審議するような場になると思っています。ホームページや広報のあり方など、全庁的に統一的に考えていくようなことを協働の視点で考えていくという部分で、庁舎内に「協働推進委員」を設置するというのが1つ目的として考えられると思います。それぞれのセクションでの協働の進み方を検証したり、役場全体での共通意識を持つための組織ではないかと考えています。「自治推進委員会」と「協働推進委員」の設置の目的は、検討内容が違っていることになると思いますが、「自治推進委員会」で話し合われたようなことをフィードバックしていくというのは必要と考えています。

委員意見

- ・そうすると「自治推進委員会」に、庁内の協働推進委員から何人か出なければならない。入っていなければおかしいのではないかと。自治推進委員会が、どういう方向に進んでいるのか理解しないで、庁内で推進しようとしても推進しようがないのではないかと。

事務局

- ・庁内の協働推進委員は、基本的に職員の部分で構成するものですが、手法的な部分として、その庁内の協働推進委員の職員が「自治推進委員会」に入り、その中で出た話を具体的に受け止めて実践に繋げていくのか、あるいは、「自治推進委員会」から出たものについて事務局を通した中で、どのように庁内の推進委員の方に反映させていくのか、ということになると思います。

人選については、今、庁内の協働推進委員から自治推進委員会に人を入れませんということを考えていないわけでもありません。この基本指針を町長に諮問し答申が出た後には、すぐに「自治推進委員会」を構成していく予定なので、その委員の中に、行政の分野の人も入っていくようなことが必要だという検討の中で、町長もそう判断をした際には、そういった構成も考えていきたいと思っています。

委員意見

- ・指針そのものは、理念的なものであり、実際にはもっと具体的にしていかなければいけない。具体策を決めるのは、あくまでも行政。この具体的な計画を作るのに、この「自治推進委員会」が活躍するかどうか、それが整理されれば話が分かりやすいと思う。「自治推進委員会」は、指針に沿って行政が行なっているか判断するものというのは分かる。
- ・庁内に配置される協働推進委員の位置付けがちょっと見えていない。この人たちが何を担うのか。

事務局

- ・今、「自治推進委員会」でイメージしているのは、最初は定例で年4回なら年4回、例えば、町の広聴のあり方、あるいは広報のあり方、あるいはパブリックコメントのあり方というのが、制度としてあるけれど、果たして本当にそれが機能しているのか、こういう方法が良いのかななどを検証していただく、それを定例で年4回くらい行なってもらおうと思っています。具体的にそれを形として事業にするかどうかの積み上げまでを議論することは想定しておりません。提言、意見をいただきますが、そこで一緒に積み上げていく、例えば、平成25年度にこれを受けて作っていきましょうというイメージでは無いという気がしています。
- ・庁内の「協働推進委員」は、「自治推進委員会」の中で出た意見等を、例えば、事務局なら分かるが他の部署に行ったらそのことが全然通用しない、通じないということでは、よくいう行政の「たらい回し」のような話になってしまうので、所管している部署でなくても、同じように認識できるような組織、共有するための組織というようなイメージであり、「こういう話を今、町民の方たちからいただいている」というものを流したときに、それを我々事務局だけでなく、同じように認識できるような体制の類です。

委員意見

- ・『NPO』と『NPO法人』が違うことを分らない人がかなりいる。『NPO』というと、『NPO法人』だと思ってしまって、すごく難しいというか、そう思っている方がいると思う。この使い方は難しい。指針の表現はこの使い方でもいいだろうか。『法人』と思われたら非常に大変では。

事務局

- ・別海町でNPO法人として活動している団体は、1つとなっていますので、法人が全体のトーンの中に馴染むかが微妙であり、活動の意味を指すのであれば、法人を連想させる表現はそぐわないかもしれません。

委員意見

- ・この指針を読んだ人が、法人の方を頭に入れてしまったということが、かなりあるのではないと思う。用語の説明など、どこかに必要かもしれない。

事務局

- ・文言の整理については、更に行なっていきたいと思います。

議題2 別海町協働基本指針素案4・5について

②別海町協働基本指針素案5について

事務局から「5 協働による事業を実施しやすい制度の充実を図ります」について、簡略説明

(内容要旨)

委員意見

- ・(1)と(2)のタイトルはほぼ同じではないか。

事務局

- ・タイトルの付け方は、これらの制度がありますということを打ち出したいのが(1)であり、これらの制度があるということだけでなく、自治基本条例でも支援し続けていくということが謳われているため、制度の改善等も適宜皆さんの意見を伺って行なっていくということ示したのが(2)という位置付けです。

委員意見

- ・柱の内容は、制度の中身の充実を図りますということで、どんな制度があるかという紹介、それを充実・拡充するということ。また、いろんな活動の結果がどうなったのか、それを町民たちが見て、また新たな物が考えられていくという意味では報告会というのも大事なものだと思う。
- ・(1)の①公募型と②一般型は具体的にどう違うのか。一般型というのは、公募されていないが、町側では必要と思って補助されているかたちか。具体的にどのような活動がこの対象になっているのか。

事務局

- ・一般型については、いきなり一般型を受けたいと来たとしても、公募型の方が広いということで、まず公募型をお薦めするかたちになっております。
- 一般型の対象となる活動については、要領の中で3点ほど謳っており、地域コミュニティづくりへの取組に関する活動、公共財産の保全と維持に関する活動、協働のまちづくりに資する活動となっています。今、この適用を受けているのが、西春別駅前まちづくり推進委員会が行っている、鉄道記念公園の花壇の整備や地域の草刈などまちづくり活動であり、この取り組みは、公募型の3年間があり、公募型では扱えないけれども、鉄道記念公園の整備に係る部分が大きなウェイトであるので、公共財産の保全と維持に関する活動として一般型を適用したものです。
- そのため、何でもかんでも公募型の3年が経過したら一般型を受けられるといったものではございません。

委員意見

- ・ぱっと文章を読んだだけでは分からないような部分に「例えば」みたいなことを入れるのは難しいのか。4番目の柱の中の「住民拠点の整備を目指します」の部分の支援センターも、例示があればいい。見て分からないから役場に聞いてみようという人は、なかなか少ないと思う。ぱっとみて、分かりやすいように書いていただけるといい。

事務局

- ・最終的には、住民の方達に見ていただくことを念頭に作っており、本委員会用にこのようなかたちで提案していますが、今の意見もいただいた中で、かみ砕いて、分かりやすくという部分を、5本の柱について一通り意見をいただきましたので、次回の会議では全編を通して意見反映したものを
出そうと思っています。それを示すときに、できるだけ今までいただいたような意見、文言だけを見ても何のことを言っているか分からないものもあると思うので、注釈、あるいは、かみ砕いた説明などを心がけたいと思います。その中で、更にもう少し工夫をという意見があれば、そこでいただきたいと思っています。

委員意見

- ・指針を発表するときにこの資料編も付くのか。

事務局

- ・資料編も付けます。今、考えているのは、全編を通じて見直しをして、大きく説明する部分と個別の説明部分を一緒にしては分かりにくいようなものを、例えば表を使う、数字を使うというようなかたちでの追加情報というか、そういったかたちで示し、「1」から「5」までもう一度見直し、先ほどご意見のあった語句の説明などもまとめて付けるといったようなかたちで、検討、構築し、次回までには示したいと考えおります。

～所定の時間のため終了～

委員長

- ・今日の段階は5番目までということであり、これらを受け、一通り完成版というようなものを次の会議のときに示していただき、次回は全編を通して皆さんに検討していただくことになる。

3 閉 会 （総合政策課長）

以 上

4 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくれます

（１）自治基本条例に基づき組織を整えます【新規】

別海町自治基本条例第４５条に基づき、町民の代表からなる「別海町自治推進委員会」を設置し、継続的に協働行政に関して協議し助言をいただきます。

行政内部での情報共有を充実させ横の連携を強化するため、庁内に協働推進委員を配置し、町民が実施する協働事業を取り組みやすい体制を整えます。

（２）企業等も協働に取り組むやすい環境を整えます【継続・充実】

企業等も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくとともに、地域発展のために貢献することが期待されます。

地域コミュニティや町民活動団体などの活動に対して、資金的支援や人的・物的な支援のほか、持っている技術や情報、ノウハウを提供し、活動を支援することが望まれます。

また、従業員が社会貢献活動しやすくなるよう、職場での理解を深めるなど環境を整備することも必要です。

（３）協働事業を実施する町民活動団体を支援し協働事業を拡充します【新規】

協働のまちづくりをすすめるには、町民活動団体の存在が欠かせません。新たなＮＰＯ団体の設立が期待され、ＮＰＯ団体を設立するための支援も必要です。

また、ＮＰＯ 団体自らの活動情報を積極的に発信し、活動内容を広く周知するとともに、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが重要です。

自分たちの持つ情報や知識を行政に提供し、広く町民に周知されることで、活動への参加者や活動に対する賛同者が増加し、会員数の拡大が期待されます。

（４）住民活動拠点の整備を目指します【新規】

協働推進にあたっては、まず組織づくりを進める一方、わたしたち町民、議会及び行政が協働に対する認識を深め、段階的に町民参加を図るとともに、行政と地域の間にたって様々な活動を支援する中間支援センターのような施設を設置し、お互いの情報発信や情報共有できるような環境、体制づくりを進める必要があります。

5 協働による事業を実施しやすい制度の充実を図ります

(1) 協働による事業を実施しやすい制度を紹介します〔継続・充実〕

町民の皆さんに身近な制度を紹介して活用していただきます。

①べつかい協働のまちづくり補助金【公募型】

公募型補助金は、町民の自発的な活動により、地域コミュニティの充実を目的に活動する団体、又は町民の方が広く参加することが見込まれ、地域社会や経済活動の活性化に寄与する公共性のある市民活動や事業に対し、行政との協働をはかるための補助金です。

②べつかい協働のまちづくり補助金【一般型】

一般型補助金は、町民参加と協働のまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていく活動に対し補助するものです。

③別海町振興奨励補助金

町内会等が行う地域のまちづくりに必要な施設（町内会所有の会館）の補修や地域町民の安全確保のために整備する防犯灯設置等に係る費用への補助、町内活動団体によるまちづくり振興イベントへ補助するものです。

④自治会運営費等交付金

町内会の運営が健全に行われるよう、世帯数や保険加入数に応じて交付します。

⑤記念誌作成助成金

自治会等団体の歴史を著し、団体の価値を再認識できる記念誌や記念 CD の制作費を補助します。

(2) 協働事業を実施しやすい制度を拡充します〔継続・充実〕

別海町自治基本条例第24条では「議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動を支援します」とあります。

みんなで協働を進めるためには、人材の育成や環境を整えることと共に、協働事業を支援するための補助制度が重要です。

協働のまちづくりは多岐にわたることから、より多くの団体が活用できる制度となるよう団体の意見を取り入れ「べつかい協働のまちづくり補助金」の見直しを図るほか、企画・提案方式などの新たな制度の検討をすすめます。

(3) 協働の取り組みを周知する機会をつくります〔新規〕

町内では様々な協働による事業が実施されていますが、あまり知られていない取り組みがあります。広報紙・ホームページを活用し様々な取り組みを紹介することで、団体同士のつながりや新たな事業展開、発想が生まれることから、定期的に町民の皆さんへ協働の取り組みを周知する機会を設けます。

べつかい協働のまちづくり補助金について、団体の活動について発表の場を設けることを検討し、補助することで終わりではなく、団体の情報発信についてサポートします。